

おんじゅく

# 広報

第 12 号

発行所

千葉県夷隅郡御宿町役場

発行者 井上文吉

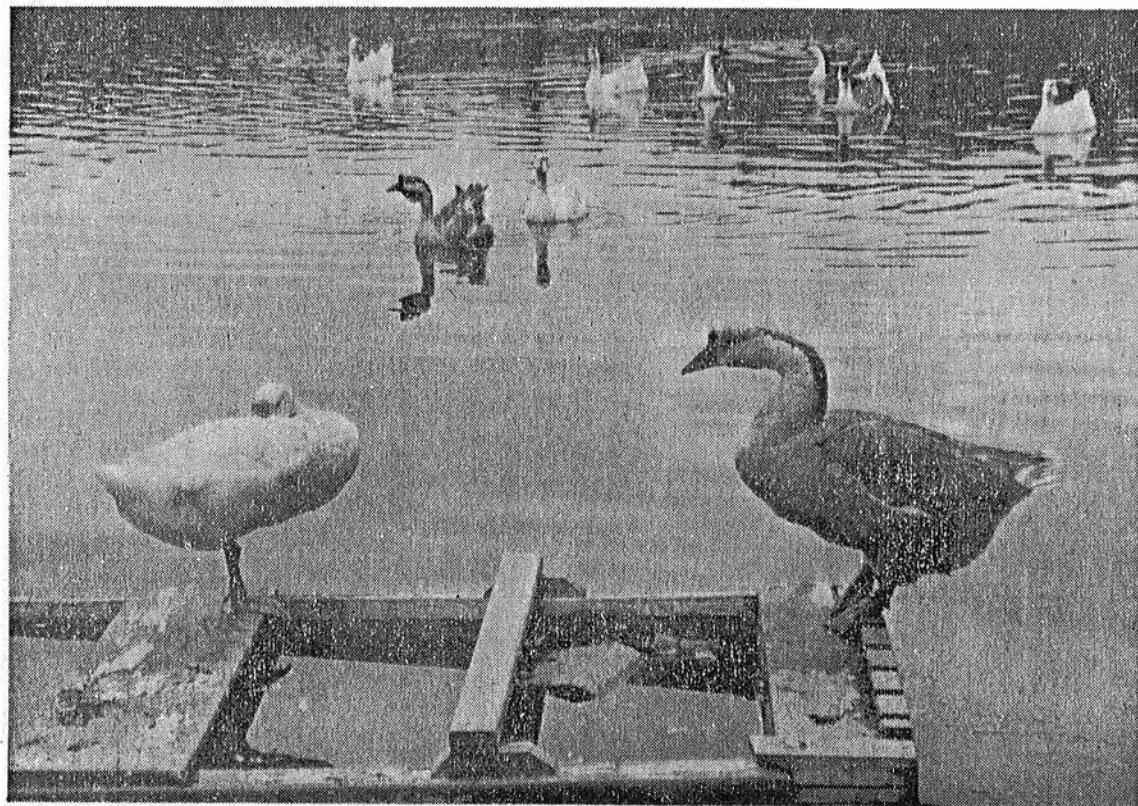
編集者 東栄藏

印刷所

株式会社 阿佐商会

千葉市市場町 14

電話千葉(2)4467・3936



○ 広報は綴つてよみましよう

朝もやのなかで

水蓮がひらいだ

水鳥のつくる波紋が

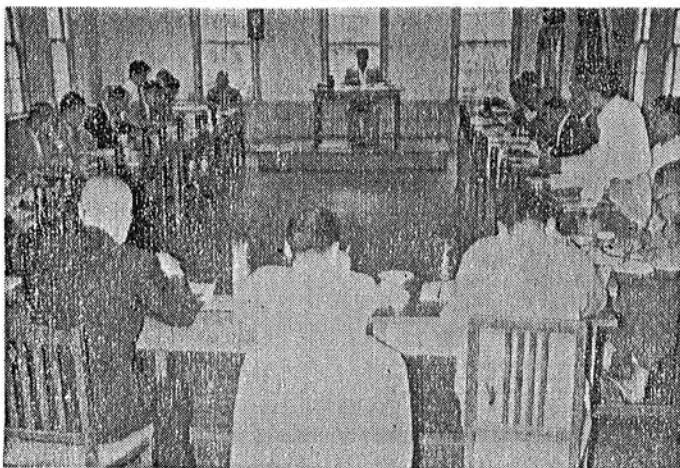
静かにひろがつて

水際にきえる

純白の羽毛に

朝の光のかがやくとき

平和な今日がはじまる



## 町議会選挙区を全町一区に

追加予算（一、八〇〇万）の全額が事業費

定例町議会が六月十九日午後

一時より役場会議室に於て開かれ、議会議員選挙区条例の廃止など五議案を可決して同四時三分終了した。

当日終始活発な討議が行われ傍聴者も最後まで熱心に聞きい

つていた。

その質疑応答は次の通りです  
が重要議案以外は省略したので  
御了承下さい。

出席者二十四名、欠席者二名

写真＝開会中の議会

◇議案第一号

御宿町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例制定について

町長 本件は保険税を課するに当り、町民税が確定しないため賦課が出来ない場合に於けるもので、前年度保険税の範囲内において暫定的に定めて徴収することがであります。運営の適正を図りたく考慮

し提案した次第であります。  
井上議員 所得税については決定のおくれることがあります特に青色申告においては年度未まで決定がおくれる場合がありますが、所得が決定し、保険税に過納があつた場合は次年度に還付しますか。

町長 そうです還付します。

式田（雄）議員 保険の加入者で、家族が転出したのに保険税が引かれていない例がありますが必ず減額する様に願っています。

町長 本件は保険税を課する場合その年度の分は引かれません。翌年度から引いております。

◇議案第二号 給与条例の一部を改正する条例制定について

町長 四月十三日法律第一九号を以て国家公務員の期末手当の増額、初任給の引上げが行われました。これに伴い国の方財政計画においても同様の財政処置を講じたので改正されるよう通知も受けましたので、こ

により発足の際慎重に検討し、公職選挙法第十五条第五項に基づき選挙区を設定したものでありまして、この選挙法の趣旨も市町村は一選挙区が原則であり、新市町村の一体化と云う観点からも次の議員選挙より之を廃止致したく当議会の御意見も尊重しここに提案した次第であります。

式田（雄）議員 議案によりますと選挙区が今まで小選挙区であったものが大選挙区になるとことだと思いますがどうですか。私は不賛成のものではあります。が、各議員の意見をよく聞いてから決定する様願います。他町村においてもいろいろ

◇議案第三号 御宿町議会議員選挙区条例を廃止する条例制定について

町長 本案は去る三十年合併により発足の際慎重に検討し、公職選挙法第十五条第五項に基づき選挙区を設定したものでありまして、この選挙法の趣旨も市町村は一選挙区が原則であります。

式田（雄）議員

議案によりますと選挙区が今まで小選挙区であったものが大選挙区になるとことだと思いますがどうですか。

金井議員 大選挙区には大義名分がありますが小選挙区でなければならぬという理由はいつも考えられない。大選挙区に賛成いたします。

井上議員 各議員より賛成意見を述べておりますが、反対の者がありませんので採決を願います。

◇議案第四号 昭和三十四年度御宿町一般会計才入才出追加予算について

町長 本日提案しました追加予算は、その全科目が事業費で

これに改正条例を提出するものであります。が、六月支給分〇、七五が〇、九に増額され、十二月分は前年と同額で総括的に申しますと期末手当、勤務手当年間二、六五が二、八〇に改正されることになります。（質疑省略）

石井議員

大選挙区に反対す

るものではありませんが、町長の説明の中に議会の意見でとあります。が、議会の意見はまだつきりした結論には至つております。

大地議員 私の方で不賛成を唱えていると思われる方があるようですが、部落根生をなくすため大選挙区にすべきだと思いま

ません。

式田（雄）議員 大選挙区には大義名分がありますが小選挙区でなければならぬという理由はいつも考えられない。大選挙区に賛成いたします。

井上議員 各議員より賛成意見を述べておりますが、反対の者がいませんので採決を願います。

◇議案第四号 昭和三十四年度御宿町一般会計才入才出追加予算について

町長 本日提案しました追加予算は、その全科目が事業費で

もないと思いますが、助役 小さい町においては各部落に選挙区を置くことは弊害があると思います。自治庁においても一本の選挙区が望ましいと指導しています。

石井議員 大選挙区に反対す

るものではありませんが、町長の説明の中に議会の意見でとあります。が、議会の意見はまだつきりした結論には至つております。

大地議員 私の方で不賛成を唱えていると思われる方があるようですが、部落根生をなくすため大選挙区にすべきだと思いま

せん。

式田（雄）議員 大選挙区には大義名分がありますが小選挙区でなければならぬという理由はいつも考えられない。大選挙区に賛成いたします。

井上議員 各議員より賛成意見を述べておりますが、反対の

者がいませんので採決を願

います。

ありまして、いざれも当予算編成當時には予算へ計上する段階に至らなかつたものでございます。先ず岩和田校改築も事業量その他の事情から単年度で施行することが得策と考えられまして、不足見込額三百万円を追加し、この財源としてはやむを得ず起債を以て充当すべく目下接渉中であります。

御宿漁港修築は六百三十万円、岩和田漁港局部改良は前年度の繰越分であり、財源については配布の事業費明細書の通りであります。

新農山漁村建設事業はいよいよ本年度から指定を受けましてそ

れぞれ適切な事業を単協或は部落と協議し実施して参りたいと存じます。

過般米御協議頂きました警察庁舎も今回計上しまして早急に着手致し度いと考えます。

詳細は夫々担当者より説明しますが、この追加予算是事業予算

百円という大きな数字になりま

して町財源最大限に計上しま

たので、事業分担金、補助金等の確保に努め、予算執行の適正

を期し度く存じます。然るべき御審議願いたい。

金井議員 総務課長より本質的な内容を詳細に説明願います

総務課長 この追加予算是事業費のみであります、人件費

に関する予算はありません。この予算まで財源のはとんどを

計上しましたのでこれから事業は望めません。

江沢議員 才入の交付税について伺います。

交付税は昨年より下回つている

とのことですがそうですか、御宿町のように貧困財政で事業に

おいても県の補助は予算の六割を占める現状であります。

松本(定)議員 資金の借入

れについては役場でやつてくれますか。

助役 事業主体のやることであります。事務的にはお手伝

いいたします。

式田(吉)議員 農山漁村建設補助には町の補助は伴つておりますか。

助役 事業主体へのやることであります。事業主体へ国の補助があるわけですが、一応町の予算を通すことになつております。

井上議員 事業について詳細に説明をお願いします。

助役 消防費は布施支團廢止により判大が必要になり、当初

により計画がなされましたが、

新井議員 新農山漁村建設計画については期待を持つておつ

たのですが、この予算ではありませんが新町、岩和田間の一帯大きな町道が雨の時にはひどい状

態になり、町の美感などといふものではなく交通困難の状態で

あるから大至急修善してもらいたい。又道路維持修繕のために常備人夫を雇う事を約束してあ

つたがこの予算にはないが今年はやらないつもりか。

助役 新町道路については至急財源を捻出して修理したいと

松本(定)議員 農山漁村振興費の農業用灌漑排水費で久保千円とありますのがこれは県の補助金ですか、国の補助金ですか

助役 国庫補助です。

松本(定)議員 排水施設に諸支出金はシャワーの負担金であります。

藤江議員 農山漁村振興計画とはどんなことですか、又生活改善センターとはどんなものか

助役 農山漁村振興審議会といふものがおり、農漁業関係団体、組合等がその施設について

いろいろ計画を樹て、申請し、審査を経て補助があるわけ

ます。生活改善センターとは名称

はそうつけてありますが実は公民館のことであります。

井上議員 土・費の道路維持修善費は五十万位だつたと思いま

すが新町、岩和田間の一帯大きな町道が雨の時にはひどい状

態になり、町の美感などといふものではなく交通困難の状態で

あるから大至急修善してもらいたい。又道路維持修繕のために常備人夫を雇う事を約束してあ

つたがこの予算にはないが今年はやらないつもりか。

助役 新町道路については至急財源を捻出して修理したいと

思います。

井上議員 農山漁村とは町全體を指すのではなく地域団体を指すのですか。例えば新町地区

のような商店地域の計画には補助はありませんか。

助役 そのとおりです。補助の対象は決められております。

金井議員 これは要望であります。

助役 そのとおりです。補助はありますか。

松本(定)議員 納入状況はどうですか。

君塚議員 漁港工事の負担金納入状況はどうですか。

助役 負担金は大休納入されております。

井上議員 土・費の道路維持修善費は五十万位だつたと思いま

すが新町、岩和田間の一帯大き

な町道が雨の時にはひどい状

態になり、町の美感などといふ

ものではなく交通困難の状態で

あるから大至急修善してもらいたい。又道路維持修繕のために常備人夫を雇う事を約束してあ

つたがこの予算にはないが今年はやらないつもりか。

助役 新町道路については至急財源を捻出して修理したいと

思つております。

道路人夫については、人だけでは能率が上りませんので三輪車を購入し道路の維持修繕に努め計画であります。財源の関係で今年は無理だと思います。

**井上議員** 才入に見込む財源がないとの事であります。町税に増収があり、才入に見込まれるはずであるからその時は優先的に道路人夫及車輛購入の費用に充てるよう約束願えます。

**助役** 是非そうしたいと思います。

**金井議員** 県道から町道に移管されたものに悪い道路が多いが、県道が町道に移管されれば、必要性がなくなったからではなく支線をなくすためであるから修理には補助はするといふことになつておりますので、町道の悪い場所は補助申請し修理するよう願います。

**藤江議員** 新町、岩和田線の舗装について地元で五十万円負担するならば舗装しようとのことを聞いておりますが、それは無理だと思いますので補助を増やして舗装する考えはありませんか。

**助役** 補修さえ出来ない財政状況であります。財源の関係で今年は無理だと思います。

状態でありますので無理だと思います。

金井さんよりお話しのありました県の補助についても

限られておりますので無制限の

補助は望めません。

式田(雄)議員 漁港修築事業の国庫補助は四割、県は一割ですか。

**助役** そのとおりです。

式田(雄)議員 新町道路の舗装についても賛成であります。

金井議員 観光シーズンも間近ですので負担金の関係でおくべき道路が舗装出来ないのはどう

話してですか。町当局、地元民協力陳情して舗装の出来るよう考

えてほしい。

住宅費の敷地買収代があるがど

うことを買ったのかいくらで買ったかお答え願います。

町長 港附近の道路についても当局ではおろそかにしている

わけではなく絶えず努力してお

ります。

**助役** 敷地買収の予算は買

うことを聞いておりますが、それは無理だと思いますので補助を増やして舗装する考えはありませんか。

金井(要)議員 金は三百万円あつたはずですが、このような大きな繰越金があつたことは財政が逼迫していた

ところです。

吉野(要)議員 前年度繰越

必要があつて計上したものではなく、補助事業の都合上計上し

たものであります。

従つてこの予算全部が買収費に

なるわけではありません。

うでしようか。

助役 繰越金については事業

私有地渡辺慎一郎さんのを買う

ことになつております。

高山田の区有地は借りることに

なつており、地代は町有地の貸

地料が一坪五円ですので町でも

五円で借りるようにいたしま

た。

吉野(要)議員 シヤワーの

負担金のうち不足分については

観光協会で出す話になつている

とのことです。観光協会には

金はないと思いますが。

井上議員 観光シーズンも間

近ですので負担金の関係でおく

が、港附近のわずか百メートル

の道路が舗装出来ないのはどう

話してですか。町当局、地元民協

力陳情して舗装の出来るよう考

えてほしい。

住宅費の敷地買収代があるがど

うことを買ったのかいくらで買ったかお答え願います。

町長 港附近の道路についても当局ではおろそかにしている

わけではなく絶えず努力してお

ります。

**助役** 敷地買収の予算は買

うことを聞いておりますが、それは無理だと思いますので補助を増

やして舗装する考えはありませんか。

金井(要)議員 金は三百万円あつたはずですが、このように大きな繰越金があつたことは財政が逼迫していた

の繰越がありますのでほんとうの繰越金とはいません。

吉野(要)議員 事業の繰越金はどの位ですか。

助役 百十萬位です。

吉野(要)議員 そうします

と百九十九方位の実際の繰越金が

あつたわけです。それを道路

修理費に回すことは出来ません

でしたか。

助役 繰越金は本年度予算の

財源として才入に計上されておりまして本年度予算を見ていた

だいてもおわかりのように皆必

要なものがかりでどれを道路修

繕費に回すかということも出来ま

せんでした。

関議員 生活改善センターはどこに作るのですか、又どんな

設計ですか。

助役 小幡に出来ます。公民館に使用します。

関議員 有線放送の補助金はどの程度ですか。

◇議案第五号 御宿町税賦課徴收条例の一部を改正する条例

制定について

町長 この条例も昭和三十四年法律第七四号を以て、地方税法の一部改正が行われたもので

その改正の趣旨は別紙配布の印

刷のとおりで御座いまして、大衆負担の軽減がその主たる目的

であります。改定によりまして

固定資産税は若干減収になりますが、一方家屋の増築、新築等による増収分とも相殺すれば僅か

な減税となります。(質問なし)

布施地区には電話数も少くいろいろな連絡に不便で必要に迫られています。

吉野(要)議員 事業の繰越金はどの位ですか。

関議員 有線放送には不便なところが多くあると聞いております。

## まえがき

本町の財政事情については町民の皆様によく理解していただけあります。しかし、今回は、昭和三十四年度財政事情について毎年二回公表しておるの状況を、昭和三十四年度予算執行の概況(監査委員の審査は了しないが概況)と、昭和三十三年度の決算状況(財産公債及び一時借入金の現在高等を中心として御説明いたしたいと思ひます。申し上げるまでもなく、町の財政と、住民の経済生活とは、密接な関係があり、一万町民の深い御理解と御協力なくしては、本町財政の円滑なる運営を期することはできないのであります。

幸いにして、町は合併以来、新町建設計画も、健全財政を堅持し乍ら着々と遂行して参りまして、町民福祉の向上確保を期して居りますが、今後共町民各位の御理解と、御支援を切にお願い申し上げる次第であります。

- 1、岩和田小学校舎改築事業
- 2、町営住宅建築事業
- 3、道路橋梁整備(特に地曳

8月1日

## (財政事情の公表)

3、昭和三十三年度の決算状況(監査委員の審査は了しないが概況)

4、財産公債及び一時借入金の現在高等を中心として御説明いたしたいと思ひます。申し上げるまでもなく、町の財政と、住民の経済生活とは、密接な関係があり、一万町民の深い御理解と御協力なくしては、本町財政の円滑なる運営を期することはできないのであります。

主な計画事業は、

1、岩和田小学校舎改築事業

2、町営住宅建築事業

3、道路橋梁整備(特に地曳

ります。

税額に対する割合

概要

本年度予算(六月追加を含む)の六月末日現在の執行状況は毎年度同じように、年度開始後間もないでの、計画事業は殆んど未着手であり、一般経常費の支出程度で、地方交付税の概要交付と町税の期限内収入とによって収支を賄つてゐる。

## 第一章 昭和三十四年度の財政事情について

昭和三十四年度町予算について

では、議会の慎重な審議を経て可決されました。総括的に申しますと、義務的経費、五二%

、投資的経費三八・一%、公債費六・七%で全国町村平均に比して、投資的経費に於て三・四%を上廻り、義務的経費は平均程度であり良い比率を示しているが、公債費で一・三%を上廻つてゐる点は町財政規模から考へるならば、投資的経費増嵩せる結果であり、止むを得ないと考えます。

## 第二章 昭和三十四年度予算の執行状況について

が主なもので、本年度町財政の運営も相当困難を予想される状態ですが、始めに述べましたところ、町民福祉の向上を期するために万難を排して予算の執行に当り、所期の目的を達成したので、御協力を切望致します。

この消費税の課税が六月末日の三ヶ月分のみであり、これは年度内(三月末日)には、予算に達するものである。主要町税である、町民税固定資産税についても、それぞれ納期に達しても未納のもの或は、納税組合貯金の未整理等により収入済額が少い。

その、税外の才入としては、交付税が約五〇%收入されたばかりで、年度内に交付されることに付されたものと、経常的補助金としてあるので才入欠陥はないはずである。

(6月末日現在)

予 算 執 行 状 況  
(歳 入)

款	現計予算調	調定額	収入済額	收入未済額	予算に収する割合
1. 町 税	14,497,000	11,214,518	2,289,518	8,925,000	16
2. 地方交付税	11,560,050	6,758,000	6,758,000	0	58
3. 公企業及財産収入	1,711,000	5,945	5,945	0	0.3
4. 分担金及負担金	5,071,050	167,780	167,780	0	3
5. 使用料及手数料	1,530,000	341,850	341,850	0	22
6. 国庫支出金	10,425,000	0	0	0	0
7. 県支出金	5,531,500	0	0	0	0
8. 寄附金	400,000	63,570	63,570	0	16
9. 繰越金	3,000,000	0	0	0	0
10. 雑収	340,000	9,149	9,149	0	3
11. 町債	9,000,000	0	0	0	0
合 計	63,065,600	18,560,812	9,635,812	8,925,000	15

表

(単位 千円)

区分 費目	事業費	財源内容				
		国庫補助金	県補助金	起債	分担金	一般才入
岩和小学校改築	10,263	2,142		6,000		2,121
町営住宅建設	7,586	4,357		2,000		1,229
御宿漁港修築	6,300	2,520	945		1,418	1,417
岩和田漁港局部改良	4,516		2,100		2,416	
道路橋梁改良						
広報車及貯水池	1,000		250			750
林道開設	630		152		230	248
農山漁村振興	2,237		1,648		589	
合計	32,532	9,019	5,095	8,000	4,653	5,765

上記のうち、岩和田漁港改良は前年度9,000千円の繰越分である。

概要にて説明せるようにそれ  
ぞ経常的経費の支出のみで、  
予算に對し一〇%の執行率で僅  
かであるが計画事業も目下設計  
中であり、早急に着手し年度内  
完成を目指しているから九月  
頃より支出の急増が考えられ  
る。投資的経費は本年度もその

比率は高く、その財源である、  
起債国庫補助の確保に努力して  
いるが、やはり自主財源であ  
る、町税の收入歩合は、この決  
定に重要な要素をなすもので  
あるから、是非共完納の線に達  
するようしたいものであります。  
本年度分の事業費及財源分  
析を示せば次のとおりである。

第2表 (歳出) (6月末日現在)

款	現計予算額	支出済額	予算残額	予算額に 對する支 出割合
1. 議会費	805,000	217,330	587,670	27
2. 役場費	10,195,000	2,410,343	7,784,657	24
3. 消防費	2,549,000	231,835	2,317,165	9
4. 土木費	2,006,800	138,198	1,868,602	7
5. 教育費	14,149,000	1,149,104	12,999,896	8
6. 社会及労働施設費	10,664,000	813,067	9,850,933	8
7. 保健衛生費	640,000	148,485	491,515	23
8. 産業経済費	15,574,800	402,985	15,171,815	3
9. 財産費	173,000	14,373	158,627	8
10. 統計調査費	156,000	4,300	151,700	3
11. 選舉債費	388,000	151,570	236,430	39
12. 公諸支出金	3,028,000	300,449	2,727,551	10
13. 予備費	2,437,000	264,522	2,172,478	11
14. 予備費	300,000	0	300,000	0
合計	63,065,600	6,246,561	56,819,039	10

## 第三章 昭和三十三年度決算状況について

## 概況

昭和三十三年度最終予算額は

公共事業等の増加に伴い六千五百九万五千円で人口及町財政規模を大きく上廻つた数字を示して居り、一応新町建設計画遂行上にある関係で止むを得ないと

四千円で多額であるが前述せる  
ように岩和田漁港の繰越財源と  
してこの内七十一万六千円が含  
まれてるので二百四十三万八  
千円の実質的黒字となつた。

## 才入(第三表)

才入決算状況は別表に示すと

予算に対し約八三%の執行割合  
を示しているが次にその内容を  
説明しますと繰越金三百十五万  
万円で、予算に対し決算額が一  
千八十六万九千円減額となつて  
いるが、事業の延期及繰越し伴

う處の国庫補助金と分担金、起  
債等の収入未済がその主なもの  
で才入の実質的欠陥ではない。  
款別にすると一款町税について  
は予算額一千四百六十二万六千  
円に対し収入額一千四百九十二  
万一千円で予算を上廻る成績で  
不審に思われる事とでしようが  
これは、調定額(課税額)一千  
七百三十万三千円であり、八二  
%の納入成績であつて更に、今  
後の収納成績向上をお願いした  
いものである。

四款分担金で約百七十七万五千  
円減は、岩和田漁港事業繰越に  
よる納入繰越分百七十万円が主  
たるものである。

六款国庫支出金で六百四十五万  
四千円減は、前記岩和田漁港分  
の国庫補助三百万円は予算事務  
上庫補助金に計上すべきであつ  
たのでこの分と岩和田小学校延  
期による国庫補助金二百四十二  
万七千円、御宿、岩和田漁港災害  
復旧分の延期八十六万円とであ  
る。町債で三百万円減は岩和田  
小学校の起債であり、他の費目  
については、概ね予算額に達し  
収入の確保は期せられたものと  
思う。

## 才出(第三表)

第3表

昭和33年度決算額調

(単位 千円)

歳		入		歳		出	
款	最終予算額	決算額	百分比	款	最終予算額	決算額	百分比
1. 町 税	14,624	14,921	27	1. 議 会 費	936	918	2
2. 地 方 交 付 税	12,700	12,509	23	2. 役 場 費	10,059	9,528	19
3. 公 企 業 及 財 産 収 入	1,289	183		3. 消 防 費	2,499	2,420	5
4. 分 担 金 及 負 担 金	6,137	4,363	8	4. 土 木 費	2,879	2,752	5
5. 使 用 料 及 手 数 料	1,162	1,206	2	5. 教 育 費	11,344	5,020	10
6. 国 庫 支 出 金	15,126	8,672	16	6. 社 会 及 労 働 施 設 費	10,910	10,564	21
7. 県 支 出 金	3,287	4,124	8	7. 保 健 衛 生 費	971	892	2
8. 寄 附 金	410	968	2	8. 産 業 経 済 費	19,773	13,898	27
9. 緑 越 金	3,385	3,249	6	9. 財 産 費	238	190	
10. 雜 収 入	1,475	1,531	3	10. 統 計 調 査 費	175	151	
11. 町 債 債	5,500	2,500	5	11. 選 挙 費	284	217	
計	65,095	54,226	100	12. 公 債 費	2,561	2,386	5
				13. 諸 支 出 金	2,227	2,136	4
				14. 予 備 費	239		
				計	65,095	51,072	100

第4表

昭和33年度決算性監別分類表

(単位 千円)

歳		入		歳		出	
区 分	最終予算額	決算額	百分比	区 分	最終予算額	決算額	百分比
1、自 主 財 源	28,482	26,421	49	1、消 費 的 経 費	24,784	23,023	45
イ、税 収 入	14,624	14,921	28	イ、人 件 費	13,085	12,790	25
ロ、使 用 料 及 手 数 料	1,162	1,206	2	ロ、物 件 費	7,740	7,052	14
ハ、分 担 金 及 負 担 金	6,137	4,363	8	ハ、そ の 他	3,959	3,181	6
ニ そ の 他	6,559	5,931	11	2、維 持 修 繕 費	4,874	4,640	9
2、依 存 財 源	36,613	27,805	51	3、公 債 費	2,561	2,386	5
イ、地 方 交 付 税	12,700	12,509	23	4、投 資 的 経 費	32,876	21,023	41
ロ、国 庫 支 出 金	15,126	8,672	16	イ、公 共 事 業 費	31,171	19,423	38
ハ、県 支 出 金	3,287	4,124	7	ロ、单 独 事 業 費	1,705	1,600	3
ニ、起 債	5,500	2,500	5	合 計	65,095	51,072	100
合 計	65,095	54,226	100				

才出決算も別表のとおりで、予算額に対し千四百二万三千円の減額となつてゐるが、これは才入で説明せるとおり予算可決後事情により延期した、岩和田小学校改築分と、岩和田漁港改良事業の繰越及び御宿、岩和田兩漁港災害復旧工事の一部延期とが主たるもので、それぞれ教育費、産業経済費の大きな減額決算となつて示されている。この他役場費において五十万円の減で他は殆んど予算額に対し九〇%以上執行されている。

尚決算額を分り易く表示すれば別表(第四)のようになりますが、才入に於て依存財源の五一%は町の財政規模の小さいことを示すと共に自主財源の中、町税の予算総額に対する比率二八%の低率であることをもつてもその財政形態が充分お分りのことと思う。

才出の中、投資的経費の四一%は前述せる如く県、国平均をはるか上回つていて喜こぼしいことではあるが、これは總て依存財源によつての効果であり現在の地方財政諸制度では如何共為し難い問題であり、之等制度の抜本的改正をさけばれる所以である。

## 第四章 町債及一時借入金について

本町の町債現在高は別表(第五)に示すとおりで年々增加の一途をたどりつつあります。何時も記述していますが、今後は慎重に考慮しなければならない状態に至つております。

しかし建設計画遂行の重要な課題もあり極度に起債を計画しないこともできませんけれど、公共事業や単独事業の重要度、緩急度を充分検討し、元利償還によって町財政の困難に至ることは避けたいものである。

町は予算内支出に充てるため一時借入金の議決を毎年七百万円以内を経てますが、運営の効率を図りこの借入金は努めて抑制しているので現在高は皆無です。

町有財産は別表(第六)のとおりであつて特に記述することもないが善良なる財産管理に努めて居りますので町民各位も一層この点御理解頂き御気付くださいと存じます。

× × ×

第6表 町有財産調(昭34.6.30現在) 第5表 町債、目的別 借入先別、現債額調(昭和34年6月30日現在)(単位千円)

種 別		数量
行	土 地	坪
	宅地	1,274
	畠	10,728
	山林	305,842
	原野	67,681
	雜種	5,385
政	施設	81
	学校	1,707
	保育園	155
	隔離病舎	50
	登記所	47
	警察署	27
	寄宿舎	24
	火葬場	27
財	施設	27
	旧上布施	24
	出張所	24
	町営住宅	420
	1種10.5坪(40棟)	
	2種8.5坪(40棟)	340
財政	金員	基本財産積立金
財産	証券	千葉県漁業信用基金協会出資証券

目的別	借入先別	資運用別	簡易保険局	計	附
教育債	4,312	4,000	8,312	(1)30年度中学校建設 4,500千円借入 (2年据置15年償還利率6分3厘) (2)32年度中学校建設 4,000千円借入 (1年据置24年償還利率6分3厘)	
普通土木債	1,200	3,824	5,024	(1)30年度道路整備事業 2,000千円 (2年据置15年償還) (2)31年度道路橋梁整備事業 2,000千円 (同上) (3)32年度道路整備事業 1,200千円 (1年据置15年償還)	
社会及労働施設債	233	5,155	5,388	(1)28年度岩和田保健所建設300千円(3年据置9年償還) (2)30年度町営住宅建設 1,400千円(2年据置10年償還) (3)31年度町営住宅建設 1,400千円(1年据置19年償還) (4)32年度町営住宅建設 1,000千円(同上) (5)33年度町営住宅建設 1,500千円	
産業経済債	6,106	1,671	7,777	(1)27年度漁港修繕 600千円(4年据置13年償還) (2)28年度 " 2,800 " (1年据置16年償還) (3)29年度 " 2,000 " (1年据置15年償還) (4)30年度 " 700 " (2年据置15年償還) (5)32年度 " 1,000 " (1年据置14年償還) (6)33年度御宿漁港修繕1,000 "	
災害復旧債	1,164		1,164	(1)23年度中学校災害復旧 600千円 (2)27年度清水川災害復旧 1,300千円 (4年据置13年償還)	
	計	13,015	14,650	27,665	

☆ 亭主ママ

「あんた、よくおそわつてくるのよ」



## 老後もこれで安心

## いよいよ実施される 国民年金

長い間待望されていました国民年金制度がいよいよ本年十一月一日から実施されることになりました。この国民年金制度は私たち誰でも年をとつたり、身体に障害がおきたり、一家の働き手である夫が死亡したようなときには国が年金を支給します。私たちの生活を保障しようとする制度であります。この制度には拠出制と無拠出制があります。拠出制の方はあらかじめ毎月掛け金を払い込んで、資格条件が生じたとき老令者、障害者母子に年金を支給する仕組になつて居ります。年金制度の基本はこの拠出制ですが、経過的処置として無拠出制を福祉年金とよんでいます。年金制度の年金は三十六年四月一日から始まるところになつて居りますが、今回は本年十一月一日から実施される無拠出制の福祉年金の「あらまし」について御知らせいたします。

尚裁定請求書の受付は九月中旬

## 福祉年金（無拠出制年金）

老令年金	支給年令	満70才以上（34.11.1に於て）
	年金額	月1,000円 年額12,000円
障害年金	支給対象	満70才以上の者で障害程度1級（医師の診断書添付）（1級の障害程度別表）
	年金額	月1,500円 年額18,000円
母子年金	支給対象	満16才未満の子のいる母子世帯で25才以上の子のいない世帯
	年金額	月1,000円 年額12,000円 第二子以上月額200円加算
支給制限		現行公的年金受給者。年所得13万円以上の者。町民税の課税されている者。配偶者が所得税納付者。世帯所得50万円以上の者。（公的年金とは恩給、共済年金、厚生年金等各種年金、遺族援護法による年金、扶助料等です）

頃より開始される予定ですので条件と資格に該当すると思われる方は厚生課に相談下さい。

- (+) 一級の障害程度（別表）  
 (-) 両眼の視力の和が○、○

- (+) 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの  
 (-) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの  
 (+) 両下肢を足関節以上で欠くものの  
 (-) 両上肢のすべての指を欠くものの

- (+) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの  
 (-) 両下肢を足関節以上で欠くものの  
 (+) 体幹の機能にすわつて立上ることが出来ない程度の障害を有するもの  
 (-) 前各号に掲げるものは何かこれらと同程度以上と認められる身体障害であつて日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

## 寸 話

## ◇ムリ

夏目漱石が大学で講義をしていたある日、片腕をふところ手して、ノートをとつていて学生をつけ、その横着さをナリつけた。ところがその学生は片腕がなかつた。すつかりテレホン石いわく「僕だつて無い智恵を出して講義しているんだから君だつてない腕を出してくれたまえ」

▽先号の答  
発表 次号の本紙

▽健康的な大笑いは呼吸のよい運動になり、肉体的ストレスから解放し、あなたを若返らせる。分別ざかりの年令で、としりごみせず白痴番組といわれるテレビ

娛樂番組でも笑える会をつくりたい。

もつと笑いを、もつとユーモアを。

▽正解者多数のため抽せんで次の人には賞品を差上げます  
久保：佐久間八重 新町：三上敏枝 新町：内山 浩

ヒント 広報をよむとす  
問 何区にわけたか。

○入江商店  
○ドンドンや商店  
○ムラヤマ時計店

☆賞品提供店

正解者に右商店から賞品が贈られます。（正解者多数の時は抽せんによる）

締切 八月三十一日

あて先 役場広報係。応募用紙は自由



第2回



## 御宿俳壇

晝顔を去り悠久の海に佇つ  
黒点は蝶となり揚羽蝶となる  
肌ぬぎて海女あぐら居に昼餉かな  
ゆらくと影を引きぞり夏の蝶  
あぢさゐや土壠崩れて旧き家  
ぬきすてし草履に蝶の生れけり  
窓の灯も川面に流れ月見草  
先頭は早霧に消ゆ峠道  
安住の地をふるさとに蟬時雨  
朝涼や八百屋を前に田地の主婦  
山峠は霧にしづもりぬむの花  
夏帶を解けば扇子のすべり落つ  
たそがるゝ防風林中の月見草  
園児ねたる姿見さだめ保母昼寝  
園児保母晝寝さなかや浦微風  
首もたげ首もたげ園児晝寝ざめ  
コリー連れ駅迄散歩避暑の客  
キヤンブの火舎外巡視の眼の先に  
向日葵にかけ直線や石の門  
道ぶしん木蔭にしばし晝寝かな  
夕涼し突堤の灯のもりけり  
肘まげて昼寝に掛くる子のふとん  
日焼けせし乳房ふくます若き母  
海しけて海女の化粧のうつくしき

岩瀬京子 岩瀬京子  
原田光子 原田光子  
土井久恵 吉野鶴女  
山田木念人 山田木念人  
浅野松山 浅野松山  
佐々まさ

今朝も早くから爆破作業の音  
が玻璃戸にひどくなる。それ  
を聞くたびに私は希望が炎とな  
つてその日をたのしく過ごして  
くれる。  
これは御承知の通り唯今、岩  
和田漁港の堀開作業である。言  
うまでもなく、この港は御宿町  
産業発展のポイントであると共に  
に岩和田住民二千数百名の命の  
防波堤であるからである。

この港は古い歴史をもつた港で  
三角石によつて築いた堤防でま  
ず、県下には珍しい古い港であ  
るということである。これが現  
在、各上司の方々の奔走と町民  
の理解によつて、近代機械化の  
粋を集めた作業が華々しく展開  
されているのである。幾多の難  
工を重ねてようやく七月上旬港  
口閉塞は終つて今は大きなミキ  
サーの前には泣く子もだまると  
いうような強大なドロが自由に  
港の岩礁を打破している。

ダンプカーは絶間なく泥や碎石  
を運搬している。この果敢なる  
生工事には身も毛もそ  
想は立つ思ひである。港  
の中はもう陸と化して  
いるのは、まず以つて右へ出る  
ものはないであろう。  
白浜の海女、なんでも穫る粋な  
御宿の海女である。そしてその  
中で最も精悍と人情味に富んで  
いるのは、まず以つて右へ出る  
ものはないであろう。  
それらの風習が今尚この荒れた  
岬の突端に永々と花となつて咲  
くのである。この特別な香りのある美しさが大きく觀光にひいている。  
時代である。

世はまさしくオートメーションにひいてるので徒らな悪宣伝によつてこの花をちぎらうとして花は嘆かざるを得ないで

築港作業が見る見るに進捗されゆく、誰か驚歎せざるを得ないで

であろう。これは即ち

近代科学が実証するものである。これらに反して昔ながらの風習を

あびて原始的な裸一貫の海女作業がこの周辺につづけられている。

時代の間隔の尺度は極度にひろげられてゐる。然しながらと言つても夏場は海女稼業でなければならぬ。それが岩和田特有の遺産である。日本で海女で有名なのは真珠で名高い志摩の海女、あわびでは能登の輪島の海女、若布では紀伊の加太の海女、それにつぐ房洲

の幸、あわび、さゝえの山が港に築かれ、群像の海女たちは阿修羅のように車の間に消えてゆくのである。これらを考えると

まず、御宿町の発展は南よりおこり、南へと伸びることが公算

大と言わねばならない。これには観光道路(海岸道路)の建設が必至である。港の完成近し。

埋立工事。……これらに計つて観光道路の建設が目下の急務ではなかろうか。

X

X